

(別紙)

### 県営新川地区土地改良事業計画の変更について

○土地改良法では、計画の内容が事業量及び事業費10%以上の増減がある場合、計画変更手続きを行います。

○新川改修工事は、皆様の同意を得て平成18年度からかんがい排水事業新川地区として開始しました。

○事業を進める中で、主な工事内容や、事業費の変更が生じ土地改良法の規定により計画の変更を行うこととなりました。

・工事延長増 294m (茂原市区域に係る4号水門までの護岸を延長)

・事業費 増 5億1千万円 (工事延長増、工法変更、安全施設延長増、仮設計画見直しによる増)

○計画変更が成立するには、受益者の2/3以上の同意が必要です。

	現 計 画	変 更 計 画	比率(%)
事業名	県営かんがい排水事業(一般型、県営)	県営かんがい排水事業(一般型、県営)	—
受益面積	519.7ha	519.7ha	—
事業費	1,110,000千円	1,620,000千円	45.9
事業量	排水路 L=2,843m	排水路 L=3,137m	10.3
	堰止施設 N=4箇所	堰止施設 N=4箇所	—
	橋梁工 N=2箇所	橋梁工 N=2箇所	—
予定工期	平成18年度～平成24年度	平成18年度～平成28年度	—